

令和6年富良野市教育委員会第12回定例会

開催年月日	令和6年12月27日(木) 午後16時00分開会
開催場所	富良野複合庁舎 2F 教育長室
出席委員	教育長 近内 栄一 委員 宮本 鎮栄 委員 津山 正樹 委員 渡邊 啓子 委員 木村 譲
欠席委員	なし
説明のために出席した者の職氏名	教育部長 佐藤 保 教育振興課長 上野 和広 教育振興課主幹(指導主事) 富岡 尚平 教育振興課管理係長 小林 悟司
議事日程	日程第1 会期の決定について 日程第2 議案第1号 富良野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の条例の制定について 議案第2号 富良野市母子生活支援施設入所に関する規則の制定について 議案第3号 令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について 議案第4号 富良野市子ども・子育て会議委員の委嘱について 報告議案第1号 令和6年度富良野市一般会計予算の補正専決報告(専決処分)について 報告議案第2号 令和6年度富良野市一般会計予算追加補正報告(専決処分)について
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の委員を指名した。 津山 委員
傍聴人	なし

議事の経過

開会 午後16時00分

近内教育長

只今より令和6年第12回富良野市教育委員会定例会を開会いたします。
会議録署名委員には津山委員にお願い致します。
次に、教育長事務報告をお願いします。

佐藤教育部長

令和6月11月24日から12月26日の事務報告を行います。
11月24日旭川市で開催の北海道学校保健・安全研究大会上川大会に出席をしております。
11月27日サンエーホールにて富良野市子ども未来づくりフォーラムに出席をしております。
同日、複合庁舎にていじめ問題審議会に出席しております。
12月3日～13日に議場において富良野市議会第4回定例会に出席してしております。
12月16日日複合庁舎にて第3回子ども・子育て会議に出席しております。
12月17日日麓郷小中学校にて、麓郷の子どもたちのこれからを考える会に出席しております。
12月17日複合庁舎にて校長会に出席しております。
12月19日複合庁舎にて教頭会に出席しております。
12月24日旭川市開催の上川管内教育委員会連合会教育長部会に出席しております。
以上でございます。

近内教育長

私から若干の補足説明をいたします。
12月16日の第3回子ども・子育て会議であります。現在策定作業中の第3期の富良野市子ども・子育て支援事業計画骨子案について協議しております。本計画で目指す、子育て支援の方向としては、働き方が変わる・学び方が変わる・遊び方を変えるとといった、当事者がしっかりと参画する中で、子育て環境を整え、満足度をあげることを基本に議論をすすめるところであります。
12月17日の麓郷の子どもたちのこれからを考える会ですが、令和5年4月に策定された富良野市立小中学校の適正規模、適正配置に関する改正指針に基づき、これからの麓郷小中の学校のあり方について検討を進めたこととあります。進め方としましては、保護者・地域との共通認識・理解が必要なこと。および、子ども基本法が施工になったということで、子どもに直接関係することについて、子どもの意思を聞くことも必要となってきたということです。地域において学校は子どものためにあること。子どもファーストを基本に子どもの教育の第一の責任者は保護者であることから、保護者から積極的に参加して、議論を重ね、まとまれた考えを地域が応援する。これを基本として、会としてこの日、第1回目の立ち上げられたものであります。
以降、麓郷でどんな子どもたちを育てていくのか、そういったことことを協

議すすめながら、社会の変化に対応できる学校の形づくりをしていく、そういった予定になっております。

以上でございますが、只今の教育長事務報告について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

無ければ、次に進みます。

これより 議題に入ります。

日程第一 会期の決定についてお諮り致します。

会期については、本日一日と致したいと存じます。これにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。

よって 只今お諮りのとおり決しました。

日程第二に移ります。

報告議案第1号「報告議案第1号 令和6年度富良野市一般会計予算の補正専決報告について」及び報告議案第2号「令和6年度富良野市一般会計予算の追加補正報告（専決処分）について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により秘密会といたしたいと思いがいかげですか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

「異議なし」と認め、報告議案第1号から及び報告議案第2号については、秘密会として他の議案の後に審議することといたします

議案第1号を議題といたします。

議案第1号「富良野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の条例の制定について」を説明願います。

佐藤教育部長

議案第1号 富良野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、乳児等通園支援事業の実施にあたり、児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準の条例を制定しようとするものでございます。

以下、その概要についてご説明申し上げます。

第2条は、最低基準の目的について、事業の対象者である3歳未満の乳幼児が明るく、衛生的な環境において訓練された職員が、遊びや生活の場の提供並びに保護者への援助を行うことにより、心身ともに健やかに育成されることを保障することを定めるものであります。

第5条は、乳児等通園支援事業者の一般原則について6項目を明記し、乳幼児の人格の尊重、地域との連携、保護者への説明、自己及び他者評価の実施、安全への配慮等について定めようとするものであります。

第6条は非常災害対策、第7条は安全計画の策定、第8条は自動車を運行する場合の所在の確認であり、安全対策の内容を定めようとするものであります。

第13条は、虐待等の防止、第14条は、衛生管理等について、施設、使用物品等の衛生管理、感染症対策や医薬品の整備について定めるものであります。

第20条は、乳児等通園支援事業の区分について、乳児等一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業を定めるものであります。余裕活用型乳児等支援事業とは、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等において、利用定員の総数に満たない場合での事業実施をいい、一般型乳児等通園支援事業とは、これに該当しないものとする内容でございます。

第21条は、一般型乳児等通園支援事業の設備基準について、施設の広さ、必要器具、または建設基準等の内容について定めようとするものであります。

第22条は、職員について、乳児等通園支援従事者についての、資格、従事者数等について定めようとするものであります。

第25条は、余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準については、事業を実施する保育所、認定こども園等の区分の基準に従い、定めようとするものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声》

近内教育長

無ければ、議案第1号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

議案第2号を議題といたします。

議案第2号「富良野市母子生活支援施設入所に関する規則の制定について」を

説明願います。

佐藤教育部長

議案第2号 富良野市母子生活支援施設入所に関する規則の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、児童福祉法第23条の規定に基づく母子生活支援施設への入所について必要な事項を定めようとするものでございます。

母子生活支援施設とは、18歳未満の子どもを養育している母子家庭等が、生活上の様々な事情から子どもの養育が十分にできない場合、子どもと一緒に入所できる施設であります。

本年富良野市におきまして、入所に至らなかったものの、入所の相談ケースがあったことから、本規則の制定の必要があると考えたものであります。

以下、その概要についてご説明申し上げます。第2条については、入所は施設への委託することを定めるものであります。第3条から第6条については、入所の要件や入所手続き、入所期間の定め、第7条については、施設の退所定めようとするものであります。第8条から第11条については、入所費用に関する内容であり、入所者の費用負担については、別表を設けその負担額を定めようとするものであります。この規則の施行日は公布の日からとしようとするものであります。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声》

近内教育長

無ければ、議案第2号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

議案第3号を議題といたします。

議案第3号「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について

佐藤教育部長

議案第3号 令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について、御説明申し上げます。

本件は、文部科学省「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領」（別添1、以下「実施要領」という。）では、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であるとともに、都

道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会の同意を得た場合には、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことができるとされております。

北海道教育委員会では、本実施要領に基づき、一層きめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、市町村教育委員会の同意を前提として、令和7年4月を目途に公表を予定している「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査『北海道版結果報告書』」（以下「北海道版結果報告書」という。）に、市町村の結果を掲載し、公表する準備を進めております。

本市の結果公表については、各種目の成果と課題が明確になるよう、各種目のT得点を示すレーダーチャートを基本とするとともに、分析結果や改善方策（市町村の体力向上策）を併せて示すことで、学校・家庭・地域・行政が各地域の体力の課題を共有し、教育施策の改善や児童生徒の体力・運動能力等の状況の改善に一丸となって取り組むことができる内容であることから、調査結果について「北海道版結果報告書」に掲載することに同意しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声》

近内教育長

無ければ、議案第3号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。

議案第4号を議題といたします。

議案第4号「富良野市子ども・子育て会議委員の委嘱について」を説明願います。

佐藤教育部長

議案第4号 富良野市子ども・子育て会議委員の委嘱についてご説明申し上げます。

本件は、富良野市子ども・子育て会議設置条例第3条第2項の規定に基づき、委員15名を委嘱しているところですが、委員の所属団体の役員変更により、別紙のとおり新たに委員の委嘱を行うものでございます。

委嘱期間につきましては、前任者の残任期間とし、令和7年1月1日から令和7年11月30日までとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声》

近内教育長

無ければ、議案第4号について同意することに、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決しました。
これより秘密会といたします。

近内教育長

以上で、本日の議事はすべて終了致しました。
これをもって令和6年第12回富良野市教育委員会定例会を閉会いたします。
ご起立願います。礼。

閉会 午後17時00分

教育長 近内 栄一

署名委員 津山 正樹